

第3期宮崎県地震・津波減災計画（案）
（令和7年度末）

令和8年●月改定

宮 崎 県

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	2
第2章 本県で被害が想定される地震	3
1 南海トラフ巨大地震（海溝型地震）	3
（1）地震の特徴	3
（2）想定被害の概要	4
ア 地震動について	4
イ 津波浸水について	5
ウ 被害想定について	7
2 日向灘地震（海溝型地震）	8
（1）地震の特徴	8
（2）想定被害の概要	9
3 えびの・小林地震（内陸型地震）	11
（1）地震の特徴	11
（2）想定被害の概要	11
第3章 目標達成のための取り組み	13
1 計画の基本的な考え方	13
（1）対象とする地震	13
（2）具体的な減災対策	13
（3）計画期間	13
2 減災目標	13
3 計画の骨子	14
第4章 具体的な減災対策	16
1 県民防災力の向上	16
（1）県民の防災意識の啓発	16
（2）自主防災活動の充実	17
（3）学校における防災教育の推進	18
（4）企業防災の促進	19
（5）住宅の耐震化等の促進	19
2 災害に強い県土づくり	21
（1）地震に強い生活環境の整備	21
（2）土砂災害対策等の充実	22
（3）ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）	24
（4）公共建築物等の耐震化の推進	24
（5）様々な地域的課題への対応	25

3	津波対策の推進	27
(1)	津波災害に強いまちづくりの推進	27
(2)	津波避難場所・避難経路の確保	28
(3)	津波避難に対する普及・啓発	28
(4)	津波情報の迅速・的確な伝達	29
(5)	津波からの避難体制の充実	29
(6)	南海トラフ地震臨時情報の周知・理解	30
(7)	津波を防御する施設の整備・充実等	30
4	被災者の救助・救命対策	31
(1)	迅速な救助のための体制強化	31
(2)	災害時医療体制の強化	31
5	被災者支援、災害関連死対策	33
(1)	保健医療福祉活動体制の充実	33
(3)	要配慮者等の支援対策の充実	35
(4)	物資支援対策の強化	36
6	県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立	38
(1)	県の防災体制の充実	38
(2)	市町村の防災対策の充実	40
(3)	国、指定公共機関との連携強化	41
(4)	企業、民間団体との連携強化	41
(5)	広域連携体制の確立	42

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきました。

一方、本県においては、過去、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行いました。

その後、国の東南海・南海地震の想定を踏まえて、平成18年度に改めて日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、平成19年3月に「宮崎県地震減災計画」を策定したところであります。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表しました。

本県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M9.0）、津波（M9.1）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる本県の被害想定を公表するとともに、同年12月には、被害を最小化するため、今後取り組むべきソフト、ハードの総合的な減災対策をとりまとめた「新・宮崎県地震減災計画」を策定しました。また、令和元年度には、これまでの防災対策の効果を把握するために、地震動、津波は平成25年の結果を用いて、そのほかの最新データ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、各種被害の想定を再計算しています。

その後、令和7年3月には、国の「南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定」が公表され、同年7月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下、「基本計画（国）」という。）」が公表されました。

これらの見直しを踏まえて、本県では、各種データを改めて収集した上で最大クラスの地震に係る被害想定の見直し作業を進め、令和7年8月に津波浸水想定の見直し結果を公表したほか、令和8年2月に被害想定の見直し結果を公表しました。

また、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等の近年の災害では、広域での受援・応援体制の整備、様々なデジタル技術の活用、災害関連死対策など新

たな課題が生じており、これらの対応も踏まえて、県では新たな減災計画である「第3期（※）宮崎県地震・津波減災計画」を策定しました。

※「宮崎県地震減災計画」を第1期、「新・宮崎県地震減災計画」を第2期として位置付け、これらを令和7年度に改定した計画を第3期と位置付ける。

2 本計画の位置付け

この計画は、本県において想定されるすべての地震、津波災害に対して、県をはじめとする関係機関が取り組むべき施策を取りまとめたもので、県地域防災計画の具体的な予防対策を示した行動計画として位置付けられるものです。

第2章 本県で被害が想定される地震

1 南海トラフ巨大地震（海溝型地震）

（1）地震の特徴

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表しました。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行いました。

なお、南海トラフ巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い地震と言われています。

また、この巨大地震が仮に発生すれば西日本を中心に甚大な被害をもたらすものでありますが、しっかり対策を講じることで確実に被害が軽減できるものであります。

加えて、南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様であり、南海トラフの東側あるいは西側どちらかのみが割れるケース（半割れケース）や一部のみが割れるケース（一部割れケース）が発生した際に、後発地震の発生可能性に備える必要があるなど、多様な防災対策に取り組む必要があります。

このため、この巨大地震を「正しく恐れ」、行政、企業、地域、住民等がそれぞれの立場で防災対策に取り組んでいくことが何よりも重要となってきます。

具体的な防災対策としては、津波からの住民避難が基本であり、このためのハード・ソフト対策を総合的に取り組んで行くことが必要と言われております。

(2) 想定被害の概要

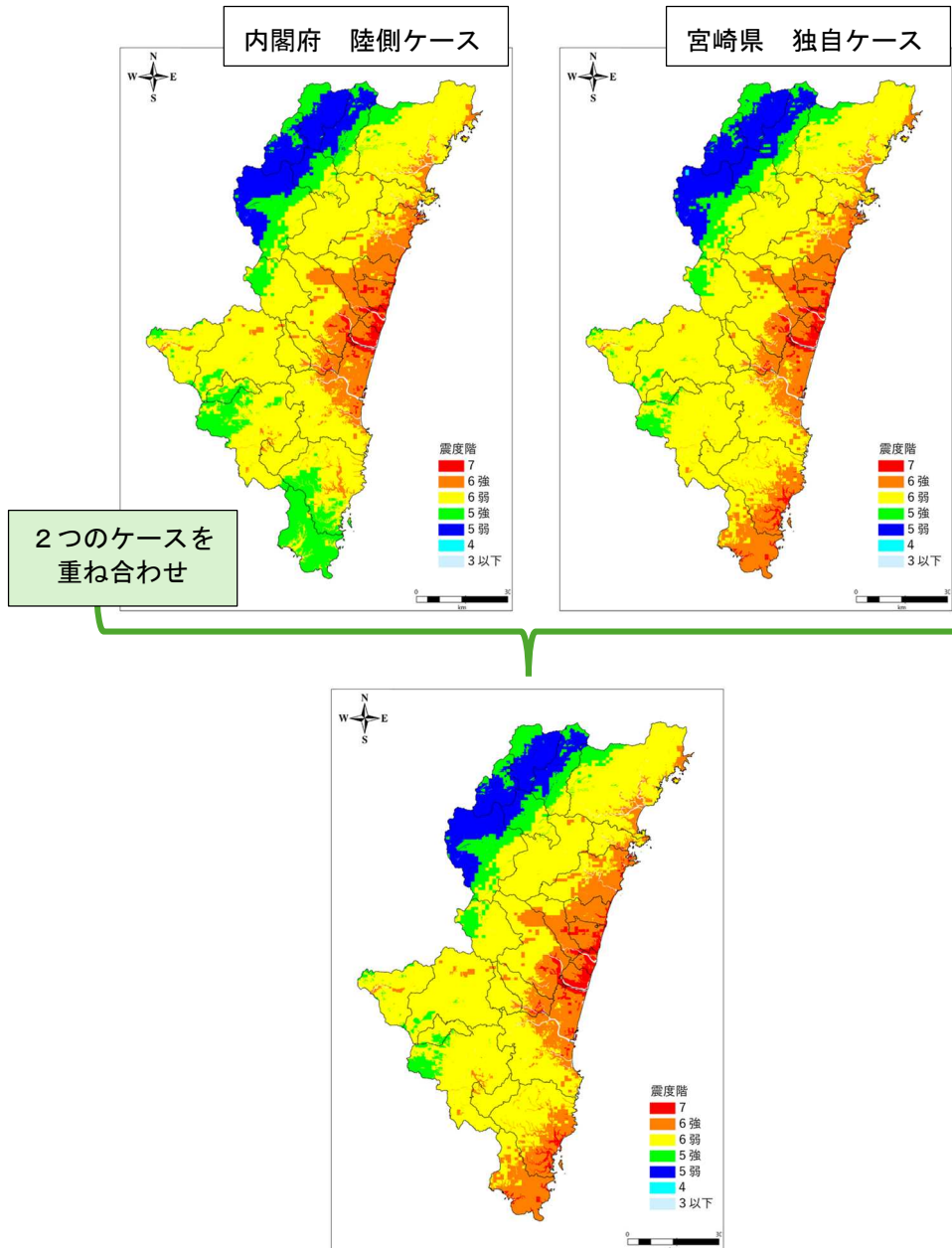
ア 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」公表(2025.3)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定しました。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを想定しました。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定しました。

予測される震度分布の結果の概要は、以下のとおりです。



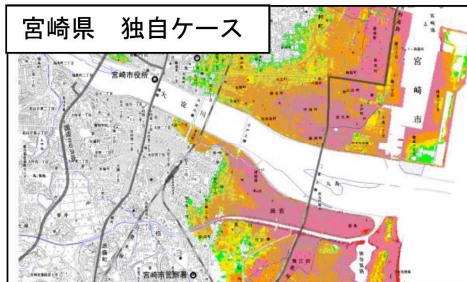
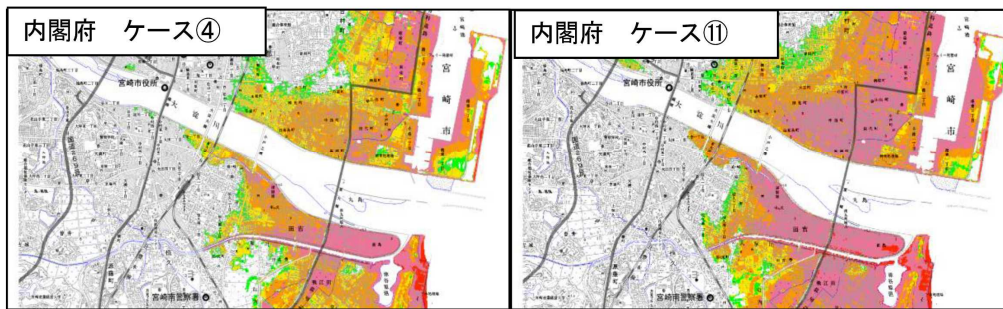
イ 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」公表(2025.3)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼすケース④、⑪を選定しました。

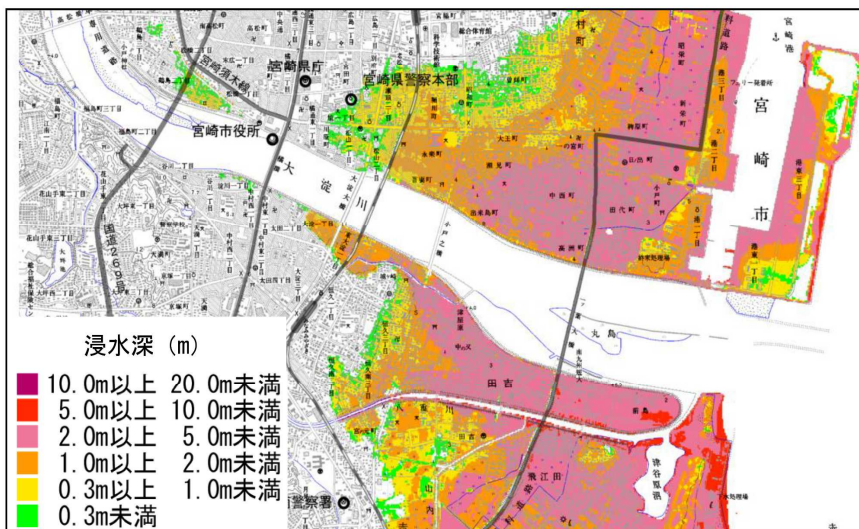
また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定しました。

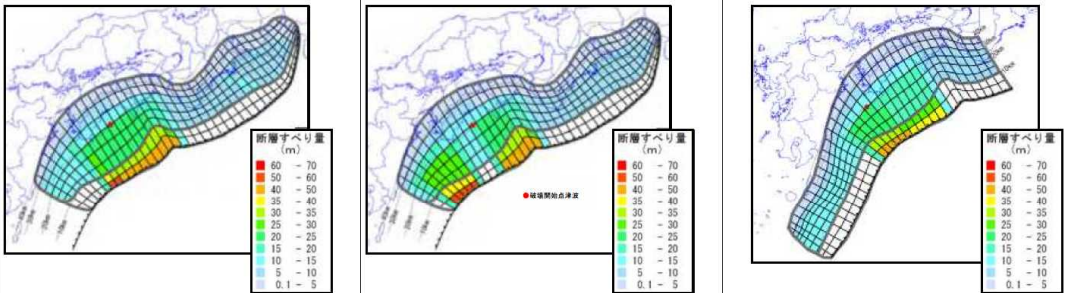
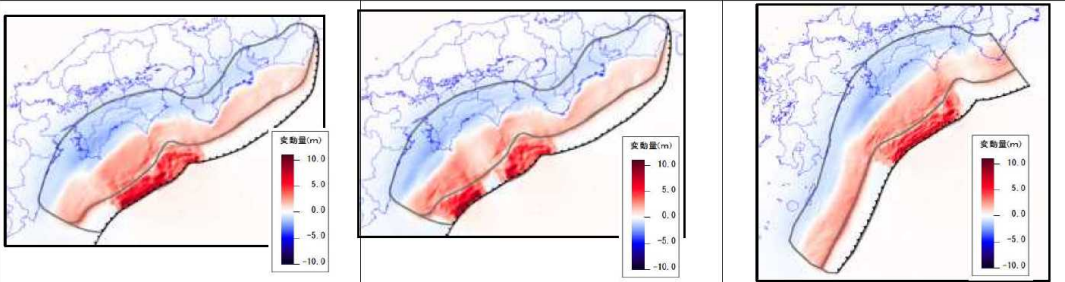
以上の計3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合せて、最大クラスの津波を想定しました。

予測される津波浸水想定の結果の概要は、以下のとおりです。



3つのケースを重ね合わせ



対象 津波	「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」 公表（R7.3.31）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波 （日向灘を中心としたモデル）
	(ケース④)	(ケース⑩)	
マグニ チュード	Mw = 9.1		Mw = 9.1
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告） モデル		宮崎県独自モデル
概要	説明		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大地震・津波として想定。
	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波として想定。		
	震源域		
地盤の鉛直方向変動量分布			

ウ 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、以下のとおり想定しました。

【想定ケース①】

内閣府(2025.3)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)、及び津波断層モデル(ケース①)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

(最大震度及び最大津波高)

最大震度	最大津波高
震度7	1.7m

(被害想定)

項目	内閣府の想定 (2025.3公表) 地震動：陸側 津波；ケース⑤	令和元年度公表の 県の想定		令和7年度公表の 県の想定	
		想定 ケース①	想定 ケース②	想定 ケース①	想定 ケース②
建物被害 (全壊棟数)	約83,000棟 (冬18時)	約80,000棟 (冬18時)	約78,000棟 (冬18時)	約82,000棟 (冬18時)	約80,000棟 (冬18時)
人的被害 (死者数)	約39,000人 (冬18時)	約15,000人 (冬深夜)	約14,000人 (冬深夜)	約11,000人 (冬深夜)	約11,000人 (冬深夜)
(早期避難率)	(20%)	(55.5%)		(59.3%) ※	

※ 早期避難率 20%の場合→冬深夜における死者数は約 21,000 人(ケース①)、
早期避難率 70%の場合→冬深夜における死者数は約 5,400 人(ケース①)

【特徴】

- 揺れ、津波ともに最大クラスであることから、県内の最大震度7、最大津波高は最大1.7mと想定しています。
- 建物被害は最大約82,000棟、人的被害は最大約11,000人に及ぶとされており、依然として甚大な被害を想定しています。

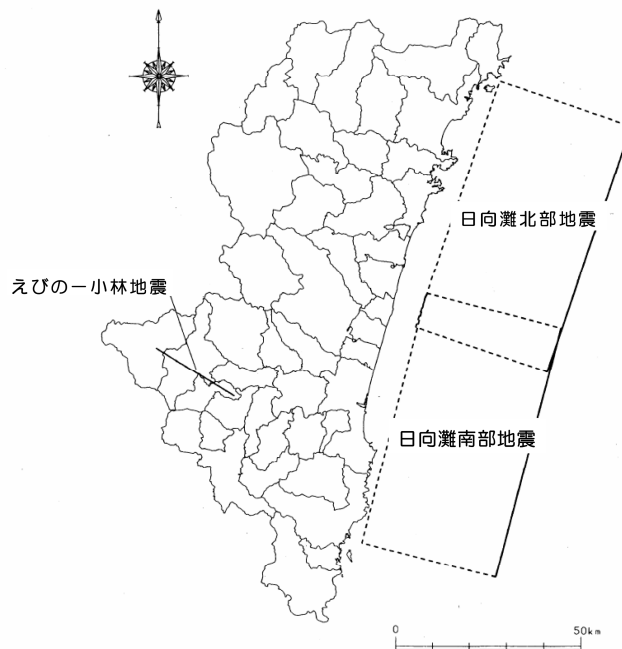
2 日向灘地震（海溝型地震）

（1）地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去十数年～数十年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内に日向灘のひとまわり小さい地震（マグニチュード7.0～7.5程度）が80%程度、安芸灘～伊予灘～豊後水道の沈み込んだプレート内のやや深い地震（マグニチュード6.7～7.4程度）が40%程度で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性があります。

【日向灘地震及びえびの・小林地震の想定震源域】



	日向灘のひとまわり 小さい地震 マグニチュード7.0～7.5程度	安芸灘～伊予灘～豊後水道の 沈み込んだプレート内のやや 深い地震 マグニチュード6.7～7.4程度
10年以内の発生確率	40%程度	20%程度
30年以内の発生確率	80%程度	40%程度
50年以内の発生確率	90%程度	60%程度

資料：地震調査研究推進本部

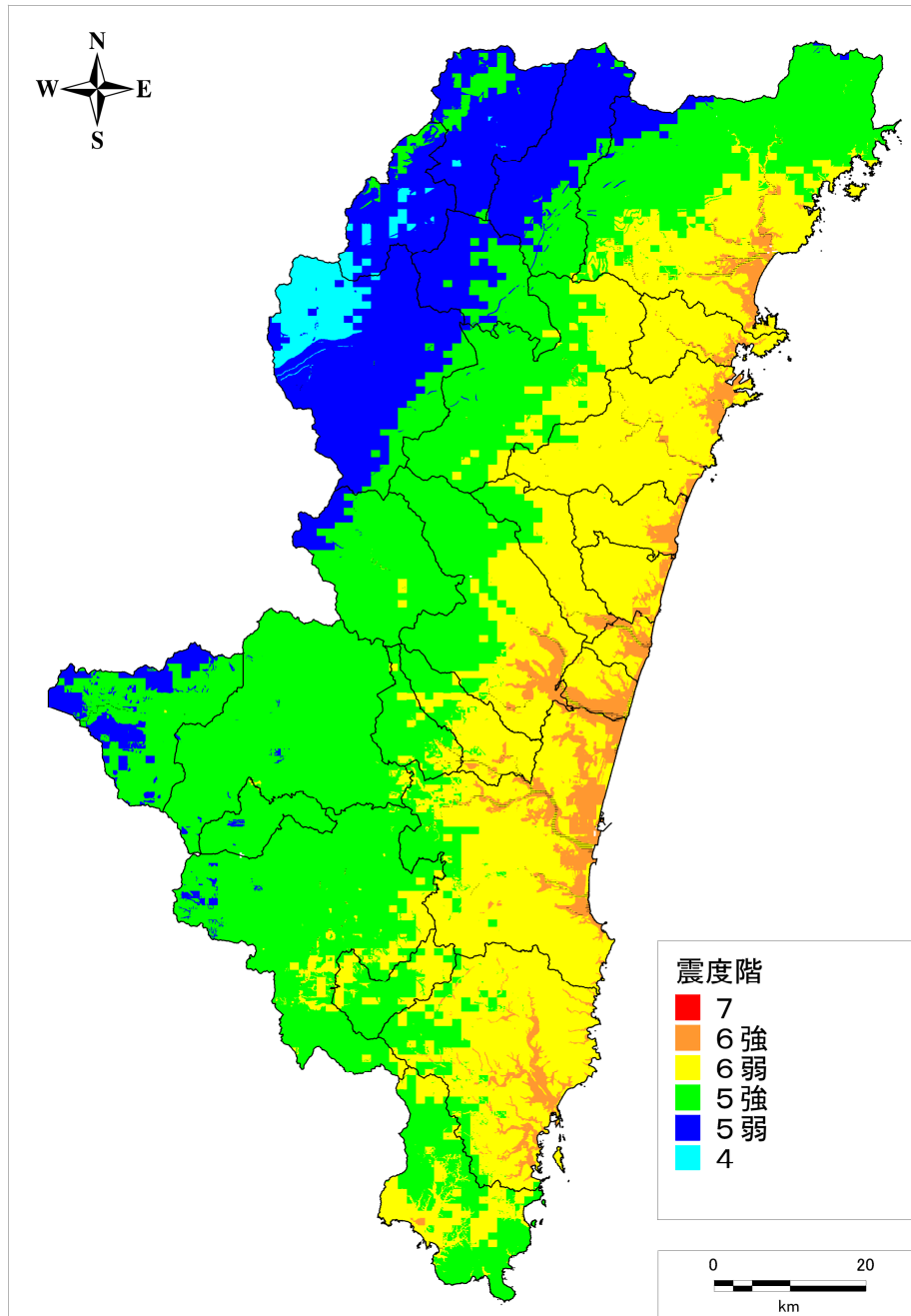
「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）」（令和4年3月更新）

※地震調査研究推進本部の「日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）」（令和4年3月更新）では、日向灘の巨大地震について、日向灘のみを震源域とするマグニチュード8程度の巨大地震が発生する可能性はあるものの、その発生確率は現時点では不明とされています。今後は、国などによる新たな研究成果や評価結果を引き続き注視していく必要があります。

(2) 想定被害の概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6としています。

予測される震度分布及び被害想定の結果の概要は、以下のとおりです。



(最大震度及び最大津波高)

最大震度	最大津波高
震度6強	6 m

(被害想定)

項 目	日向灘北部地震	日向灘南部地震
建物被害(全壊棟数)	約13,000棟	約16,000棟
人的被害(死者数)	約1,700人	約990人

資料：宮崎県「令和2年度宮崎県地震・津波被害想定調査」による

【特 徴】

- 日向灘地震により発生した津波による被害が最も懸念されます。
特に、日向灘北部地震が発生すると、県北・県央を中心に死者が約1,700名、全壊する建物が約13,000棟に及ぶと想定しています。
- また、津波の高さは、南海トラフ地震によるものより低くなりますが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで12分）で津波が襲来する恐れがあります。

3 えびの・小林地震（内陸型地震）

（1）地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近（図2）は、これまでも、たびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生しています。

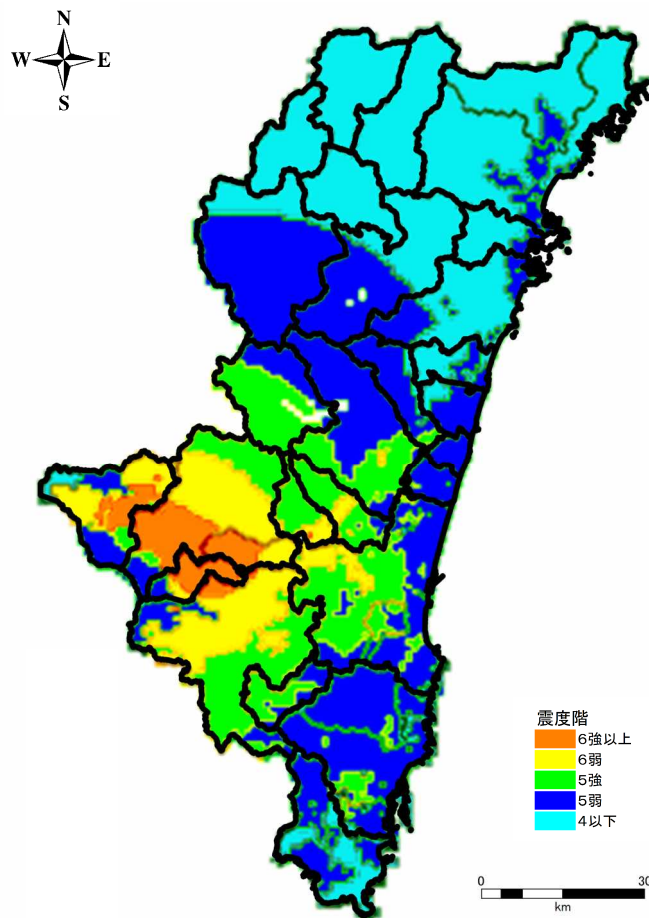
えびの・小林地震は、津波の心配はありませんが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性があります。

また、平成28年4月に起きた内陸型地震である「熊本地震」を踏まえた国等の新たな研究成果等も注視していく必要があります。

（2）想定被害の概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5としています。

予測される震度分布及び被害想定の結果の概要は、以下のとおりです。



最大震度			震度6強
津波の高さ			—
人的被害	死者数	揺れによるもの	約110名
		津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約4,400名
		津波によるもの	—

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画作成に係る地震・津波被害想定調査」による。

【特徴】

- えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者は約110名、全壊する建物は約4,400棟に及ぶと想定しています。
- 山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがあります。
- 宮崎県内においては甚大な被害を及ぼすと考えられる活断層は、現在のところ発見されていませんが、これまで活断層から外れたエリアにおける地震も多く発生していることから、内陸型地震はどこで起きてもおかしくないことを認識し、備えておく必要があります。

第3章 目標達成のための取り組み

1 計画の基本的な考え方

(1) 対象とする地震

計画の前提となる対象地震は、「新・宮崎県地震減災計画」（以下「前計画」という。）で対象としている南海トラフ巨大地震、日向灘地震及びえびの・小林地震とします。

(2) 具体的な減災対策

前計画において進めてきた各種取組を継続しつつ、被害想定の見直しや最近の実災害を通して見えてきた課題等を踏まえ、新たな取組も設定します。

(3) 計画期間

令和7年7月に公表された基本計画（国）では、今後10年間の減災目標が設定され、各種取組が列挙されていること、また、対策は長期に及ぶ内容も考えられることから、令和8年度から令和17年度までの10年とします。

また、対応すべき新たな課題が出てくることが考えられることから、計画改定から5年後に中間見直しを行います。

2 減災目標

令和7年7月に公表された基本計画（国）における減災目標も踏まえ、本計画の第4章に記載している具体的な減災対策を通じて、今後10年間で、想定される人的被害（死者数）をおおむね8割減少、想定される建物被害（全壊棟数）をおおむね5割減少させることを目指します。また、最終的には、災害関連死を含む人的被害を限りなくゼロに近づけられるよう、各種取組を推進します。

3 計画の骨子

県民防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」、「共助」が重要であることから、県民の防災意識の啓発や自主防災活動の充実、学校や企業の防災対策等を進めるとともに、住宅の耐震化や家具類の転倒防止対策等を促進することで、県民防災力の向上を図る。

災害に強い県土づくり

地震・津波災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討を進めるとともに、高速道路等の重要インフラの整備や土砂災害対策の充実を図るほか、公共建築物等の耐震化やライフライン機能の確保、孤立地域対策や複合災害対応等に取り組む。

津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、引き続き津波避難場所・避難経路の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、避難訓練の実施、デジタル技術を活用した津波情報の迅速・的確な伝達、南海トラフ地震臨時情報の周知啓発・理解促進等のソフト対策や、津波を防御する施設の整備に取り組む。

被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等の救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、都道府県DMAT隊員有資格者の育成・確保や災害拠点病院の機能強化、重症患者の医療搬送等の災害時医療体制の整備等に取り組む。

被災者支援、災害関連死対策

大規模災害時に発生が懸念される災害関連死を防ぐため、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の生活環境の整備を進めるとともに、避難場所を問わず被災者へ必要な支援を確実に届けるため、デジタル技術も活用しながら物資支援対策の強化や物資関係拠点施設の活用に取り組む。また、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、保健・医療・福祉関係者と連携し、途切れない保健医療、福祉サービス等を提供する。

県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県の防災体制を充実するため、デジタル技術も活用した災害対策本部体制の充実・強化や防災担当職員の対応能力の向上を図るとともに、復興に向けた事前準備や災害廃棄物処理対策等に取り組む。また、市町村における災害対応力の強化を支援するほか、国や九州各県、企業や関係団体との広域的な連携体制（応援・受援体制）の強化を図る。

第4章 具体的な減災対策

1 県民防災力の向上

大規模災害においては、県や市町村・消防・警察等の機関による災害対応、いわゆる「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る、いわゆる「自助」、また、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「共助」が重要になります。

このため、これら自助、共助を充実・強化し、県民全体としての防災力の向上を図ります。

(1) 県民の防災意識の啓発

発生予測が困難な地震に対して、いざという時に生命や財産を自ら守るためには日頃から防災に関する正しい知識を身につけ、防災意識を高めていくことが何よりも重要です。「災害に対する意識の時間による風化」が被災自治体へのアンケート調査から確認されており、平常時から防災意識を持ち続けることが今後の減災対策において課題となっています。

防災意識の持続・向上を目指し、県民に対する防災知識の普及と防災意識の啓発に向けた様々な取組を集中的に実施します。

① 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施

地震・津波等に関する啓発イベントや講演会等の開催により、防災関係者のみならず、広く一般の県民を対象として、防災についての普及・啓発を図ります。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄など、災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進します。

② グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

学校や自治会、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細かな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や**防災士**等を派遣することにより、出前防災講座や意見交換会等を実施します。

③ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実

日頃からの備えやいざというときにとるべき行動や、過去の災害の記録や教訓などについて、地震・津波に関する国の最新の知見や制度等を踏まえながら、正確でわかりやすく説明した冊子などの啓発資料の充実を図ります。

④ ハザードマップ・津波避難計画等の充実

住民の防災についての普及・啓発を図るため、市町村における地震・津波等に関するハザードマップなどの定期的な見直しと内容の充実、ハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進します。

⑤ 防災情報の正しい理解の促進

緊急地震速報やハザードマップ、被害想定等の最新の知見に基づく各種防災情報について、正確な情報を県民が正しく理解し、災害時に効果的な活用が図られるよう的確な広報・周知を実施します。

(2) 自主防災活動の充実

災害時には、地域住民の共助の取組も大きな力を発揮します。

このため、その活動主体である自主防災組織の充実が図られるよう、組織のリーダーとなる人材の育成を進めるとともに、地域で活動する様々な団体・企業等が連携・協働する取組や訓練等による防災活動の活性化のための支援を行います。

① 自主防災組織の結成・活動の促進

啓発イベントやパンフレットの配布等を通じて、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するとともに、自主防災組織に対してその活動及び資機材の整備等について支援を行います。

② 防災士など地域における防災活動リーダーの育成

自主防災活動においては、その要となる人材が欠かせないことから、防災士養成研修の開催などにより、自治会組織等に複数の防災士の確保を図ります。さらに各地域や事業所等において防災活動を迅速に行うための中核的な人材となるリーダーを育成します。

③ 地域にふさわしい防災力の強化

防災に関しての専門的で高度な知識等を有する人材を育成するため、宮崎県防災士ネットワークが行う防災士の技能向上のための取組を支援し、自主防災活動の先導的な役割を果たすような人材を育成します。

また、自主防災組織など地域の様々な団体が防災士や市町村と連携して実施する地域の実情に応じた防災への取組を促進します。

併せて、「自助力」・「公助力」の向上及び地域コミュニティにおける「共助」による防災活動を活性化させるために、地域の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進します。

(3) 学校における防災教育の推進

防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的だと考えられます。

このため、県では、各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及・啓発、及び災害ボランティア体験活動の推進・支援などにより、学校における防災教育の充実を図ります。

また、防災研修や防災士資格の取得の推進により、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図ります。さらに次世代を担う子供たちを対象とした防災リーダーを育成することで地域の共助意識を高め、地域の防災力を向上させます。

① 学校安全教育推進校（災害安全）における実践と検証

津波浸水想定地域内に所在する市町村を安全教育モデル地域（地域内の学校を学校安全教育推進校）に指定し、地域ぐるみの防災教育の在り方、防災に関する科学技術（緊急地震速報等）を活用した防災教育・訓練手法の実践及び検証を行います。

② 教職員を対象とした防災研修の実施

既存の学校安全指導者研修会等を活用して、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図り、児童生徒に対する防災教育の充実並びに災害発生時の的確な対応を促進します。

③ 高校生防災・学校安全研修の実施

高校生を対象とした防災を中心とした学校安全に関わる研修会を開催することにより、防災に関する知識の習得、災害時における適切な判断力と行動力の育成、地域社会における安全活動への参画など、防災に関する実践力の育成や意識の向上を図ります。

ジュニア防災リーダーから情報発信することで、学校から親世代へ、親世代から地域へと広がり、世代を超えた防災コミュニティの構築を目指します。

④ 学校と地域の防災活動の連携促進

学校と地域住民・行政が災害発生時にスムーズな連携の下に活動し、より効率的・効果的な減災が図られるよう、連携体制の確立に向けた防災教育や支援を実施します。

(4) 企業防災の促進

近年、地域社会の一員としての企業の防災対策の充実が求められている中で、実際の災害時の企業の貢献が評価される事例も増加しています。同時に、災害時においても事業活動を継続するという企業本来の行動原則を維持し、ひいては地域経済への影響を最小限度に止めることが重要になっています。

このため、企業における防災体制の充実や事業継続計画（BCP）の策定及び教育・訓練の実施、BCPの点検、見直しなど事業継続マネジメント（BCM）の取組の支援を行います。

① 事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保

事業継続計画に関して国が示しているガイドラインの周知や、平成26年9月に県と一般社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会及び東京海上日動火災保険株式会社で締結した「宮崎県BCP（事業継続計画）策定支援に関する協定書」に基づく、研修会の開催や個別企業支援により、企業における事業継続計画の策定を促進します。

また、事業所の建築物の耐震化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備、帰宅困難な従業員のための備蓄等、顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認に努めるよう啓発します。

② 地域社会との連携による被害軽減の実現

企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発します。

③ 地震防災に関する対策計画の策定

南海トラフ地震防災対策推進地域内の対象事業者における対策計画の策定を促進します。

(5) 住宅の耐震化等の促進

住宅の耐震化等を進めることが重要であるので、関連する取組を継続的に進め、耐震化については、令和●年度末までに耐震化率●%【改定に伴い検討中】を目指します。

① 耐震化の必要性等に係る啓発

啓発用パンフレットの作成・配布や相談窓口の設置、ダイレクトメール等の所有者への直接的な働きかけなどにより、住宅の耐震化の必要性や各種支援制度などについて、県民の意識・知識の向上を図ります。

② 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の一層の活用促進や住宅金融支援機構等の融資制度、住宅税制上の特例措置の周知、市町村によるダイレクトメール送付や戸別訪問などにより、耐震化を促進します。

この他、木造住宅の耐震診断を行う技術者の養成や低コストの耐震改修工法などの情報提供、低コスト工法をアドバイスする専門家の派遣など耐震化を促進する取組を進めます。

③ 家具類の転倒、ガラスの飛散及び電気火災防止対策の促進

啓発用パンフレット等や防災に関する研修会等の場を活用することにより、家具類の転倒やガラスの飛散防止及び電気火災の発生を防止するための感震ブレーカーの必要性や具体的対策に関する知識の普及を図ります。

特に市町村において指定避難所に指定されている建築物については、早急な対策を促進します。

2 災害に強い県土づくり

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、大規模な地震災害では、発災後のライフライン機能や交通機能の低下が住民の生活環境を維持する上での重要な課題となりました。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、土砂災害等により道路寸断が生じ多数の集落が長期間孤立しました。中山間地域を多く抱える本県においても、大規模な地震が発生した場合、多数の土砂災害が発生する可能性があり、直接的な被害はもとより孤立地域が発生する恐れがあります。

このため、長期的には地震・津波災害に強いまちづくりを検討していくこととし、短期・中期的には、道路等の骨格的な都市基盤や土砂災害警戒区域等の整備を推進するほか、面的な整備による防災上危険な密集市街地の解消や防災対策の基礎となるライフライン機能の確保に努め、持続可能なまちづくりを目指します。

(1) 地震に強い生活環境の整備

幹線道路、都市公園、港湾などの骨格的な公共施設の整備を進めるほか、水面・緑地帯の計画的確保、面的整備による建物倒壊や火災の可能性の高い密集市街地の解消、ブロック塀の除去・改修などにより、安全・安心な生活環境の整備を推進します。

① 密集市街地の整備、防災空間の確保

地震時の建築物の倒壊、火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害軽減を図るため、土地区画整理事業による面的整備等を推進します。

また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進するとともに、老朽化した空き家・空きビル対策については、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な支援を行います。

② 避難場所・避難経路の整備

安全で確実な避難を可能とするため、避難場所・避難経路等の安全な避難空間確保を推進します。また、スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と連携した避難対策を進めます。

③ 高規格道路の未整備区間の早期整備

発災後の避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備を促進します。

また、暫定2車線区間については、大規模災害発生時の車線通行確保など「命の道」としての機能強化を図る観点から、4車線化の早期実現を目指し

ます。

④ 道路・港湾施設等の整備

地震による揺れや液状化に対処するため、緊急輸送道路における道路橋の耐震改修、道路構造物の予防保全等による災害に強い道路整備及び耐震強化岸壁等の整備により、災害時の輸送路としても活用可能な港湾、漁港の整備を推進します。

また、国、港湾管理者と民間団体等との協定締結等を通じた災害復旧・支援活動、国との連携による緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等の運用体制の強化を進め、発災時の海上での緊急輸送活動が円滑に実施される仕組みの構築を促進します。

⑤ 被災した建築物等における安全確保対策の推進

大規模地震で被災した建築物及び宅地等において、二次的な被害を防ぐために、次の事項に取り組みます。

- ・屋外転倒物（ブロック塀等）や落下物（外壁タイル、窓ガラス等）による被害の発生防止対策の推進
- ・地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策やエスカレーターの脱落防止対策についての検討
- ・建築物や宅地が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりや研修会等の充実及び制度の普及啓発

⑥ ブロック塀の安全確認

大規模地震発生時における人的被害の軽減や避難路の閉塞防止のため、危険なブロック塀の除却を促進します。

(2) 土砂災害対策等の充実

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行うとともに、災害危険度が高い箇所の整備を推進します。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など、市町村の取組を促進します。

また、土地改良施設やため池等の地震による被害の未然防止または軽減を図るための対策を推進し、山地災害の発生防止のための治山施設や森林整備による森林の国土保全機能の維持・向上を図ります。

① **土砂災害警戒区域等の指定・周知**

土砂災害警戒区域等の指定・周知に努めます。

また、市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域等に係る避難場所・避難経路等の明示を促進します。

② **土砂災害防止工事の推進**

土砂災害の危険がある箇所の土砂災害防止工事を推進します。

③ **造成地災害防止対策の推進**

大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、市町村に取組を促すとともに、宅地耐震化の啓発促進に努めます。

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進めます。

④ **農業用施設等における地震・津波対策の推進**

地震による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の点検及び耐震性調査を実施します。

また、防災重点農業用ため池の対策工事を危険度が高い箇所から計画的に進めるとともに、ため池パトロールによる管理支援や、未利用ため池の廃止など施設規模の適正化を進めます。

⑤ **森林の山地災害防止機能等の維持増進**

地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、森林経営の集積・集約化の推進を図ることにより、間伐等による多様で健全な森林の整備等を進め、森林の国土保全機能の維持増進を図ります。

⑥ **不法・危険盛土等の監視・対応**

地震による盛土造成地からの土砂流出を防止するため、既存盛土の安全確認調査を行うとともに、市町村、関係機関等と連携して、不法・危険盛土等の監視を実施します。

なお、不法・危険盛土等を発見した場合、法令に基づき、行政指導・処分等を行い、盛土等の安全確保を図ります。

(3) ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）

電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン機関との連携等により、機能の低下が生じないように、耐震性、多重性、代替性の確保や機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧できる体制整備に努めます。

① 耐震性、多重性、代替性の確保

それぞれの事業者における災害予防措置の徹底を要請し、既存施設の耐震性、多重性、代替性の確保を指導します。

② 早期復旧のための体制整備

ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、災害時の優先復旧施設や避難所等の情報共有等を行うとともに、早期復旧のための資機材・体制整備を促進します。

③ 通信サービスの確保と対策

通信事業者等との連携を強化し、災害時の通信サービスの確保を図ります。また、災害時は電話の輻輳が想定されることから、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービス（災害時の安否確認手段）の周知に努めます。

(4) 公共建築物等の耐震化の推進

公共建築物は多数の県民に利用されることや、災害時の活動拠点及び避難施設になることから、耐震化を確実に進めていく必要があります。このため、県有施設の計画的な耐震化を進めるとともに、その他の公共建築物等についても耐震化を指導します。

① 県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進

県有施設のうち、大規模なものについては平成28年度に耐震化が完了しているが、それ以外の市町村有を含む施設についても、耐震補強や建て替え、用途廃止等を計画的に進めることにより、令和12年度末までに耐震化を完了させることを目標に取組を強化します。

特に、災害時の活動拠点となる庁舎や指定避難所に指定されている公共建築物は、吊り天井など非構造部材を含む耐震性について、各施設管理者において早急に点検を行うとともに、優先的に対策を講じるよう指導します。

② 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る指導等

県有施設以外の特定既存耐震不適格建築物（注）については、その所有者に対して耐震診断・耐震改修に関する努力義務があることを認識させるとともに、耐震診断又は耐震改修の的確な実施を確保するために必要がある場合には、指導及び助言を行うことにより、耐震化を促進します。

（注）建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する建築物

③ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進します。

市町村と連携し、被害の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、施設管理者等に対し必要な対策を講じるよう指導等に努めます。

特に市町村において指定避難所に指定されている建築物の地震対策については、早急な対策を促進します。

（5）様々な地域的課題への対応

本県は、太平洋に面し南海トラフにおける巨大地震により大きな被害を受け、様々な地域的課題が発生することが予想されます。それらについて、持続可能なまちづくりを念頭において事前予防を実施します。

① 特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等

危険物取扱施設等の所有者等が事業所内にいる従業員等の人命の保護の他、設備等の被害を最小化し、周辺の住民の生命・財産を保護するための措置について、手順を定めることを促進します。

② 文化財の防災対策

文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、文化財の所在情報の充実、史跡等における石垣や地盤の崩落防止措置等の安全対策を指導するとともに、宮崎県教育委員会と危機管理課との情報の共有を図ります。

③ 孤立地域対策

大規模地震が発生した場合、道路やインフラの寸断により孤立地域の発生が想定されることから、要救助者対策や物資供給などの対策を進めます。

④ 複合災害対応

大規模地震・津波の発生時や復旧・復興期間において、風水害や火山噴火、感染症等による複合的な影響が生じ得ることが考えられることから、それぞれの災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の発生可能性を考慮に入れた上で各種計画の作成や訓練等を進めます。

3 津波対策の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

このため、内閣府中央防災会議専門調査会から、今後の津波対策を構築するためには、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があると示されました。

ひとつは、あらゆる可能性を考慮した「最大クラスの津波（レベル2津波）」であり、県民の生命を守ることを最優先として、避難施設、防災施設などと組み合わせて、ソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要です。

とりわけ、巨大な津波に対しては、前述の対策を活かしつつ、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人ひとりが主体的かつ迅速に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要があります。

もう一つは、最大クラスに比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな災害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）」であり、人命保護、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、海岸保全施設等のハード対策を中心に進めていく必要があります。

気象庁より、「南海トラフ地震臨時情報」等の提供が令和元年5月から開始しており、従来から進めている津波避難対策に併せ、臨時情報を活用した対策も進めることで、「逃げ遅れゼロ」により「死者数ゼロ」の実現を目指します。

(1) 津波災害に強いまちづくりの推進

「最大クラスの津波（レベル2津波）」に対して避難が困難な地域については、災害に強いまちづくりについて、社会的な合意形成を進めながら長期的な課題として検討します。

① 津波災害に強いまちづくりや避難対策

住民の津波避難が困難な地域については、住民の社会的合意等市町村とも連携しながら、災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討します。

また、津波浸水想定区域内にある福祉施設、病院、学校、県有施設等については、必要に応じ高台移転等も含めそれぞれの避難対策を進めます。

(2) 津波避難場所・避難経路の確保

南海トラフ巨大地震のように、巨大津波から「命を守る」ためには、津波からの避難が基本となります。

このため、住民が時間的に可能な範囲に避難するための津波避難場所と避難場所までの避難経路の確保を最優先に取り組んでいきます。

① 津波避難場所の確保

民間ビルの避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進します。

また、周辺に高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、沿岸市町の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設や津波避難タワーの整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域（注）を解消します。

（注）「特定避難困難地域」とは、近くに高台がなく高い建物もない地域をいう

② 津波避難経路の確保

住民の避難場所までの避難経路の確保として、新たな経路の整備を進めるとともに、既存の経路についても、確実に使用できるように機能強化するなど、特定避難困難地域の解消を促進します。

(3) 津波避難に対する普及・啓発

津波による死者数を減らすためには早期避難率を高めることが必要不可欠であり、県民が津波災害に関する正しい知識を身につけるとともに「自らの命を守る」という高い防災意識を持つための啓発を行うことにより、住民の迅速で適確な津波避難の確保を図ります。

① あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施

防災イベントの開催、住民の津波一斉避難訓練の実施、県広報誌や県政番組、ラジオ、新聞等の報道機関との連携など、あらゆる機会を活用した、津波避難に関する普及・啓発活動を推進します。

(4) 津波情報の迅速・的確な伝達

津波からの早期避難を実現するためには、できるだけ多くの県民に、いち早くその情報を伝達することが不可欠であることから、デジタル技術の活用など多くの津波情報の伝達手段を確保する等環境の充実を推進します。

① 津波情報の伝達手段の強化

津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、スマートフォンや携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保します。また海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請します。

併せて、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進します。

(5) 津波からの避難体制の充実

「誰一人取り残さない」「逃げ遅れゼロ」を目指し、県と沿岸市町が連携し、沿岸市町における津波ハザードマップの整備や、地域住民が参加する津波避難訓練等を実施することで、総合的な津波防災地域づくりを推進します。

① 沿岸市町における津波ハザードマップ等の整備

県が見直しを行った津波浸水想定を基に、沿岸全市町において津波ハザードマップの見直しを促すとともに円滑な津波避難を行うために、避難行動要支援者の避難支援も含めた各地域での「津波避難計画」の策定を促進します。

② 津波避難訓練の実施

津波防災の日（毎年11月5日）や県の防災訓練などの機会を通じて、県民参加の津波避難訓練を実施するとともに、沿岸の市町毎に、様々な条件下での津波避難訓練を実施する等、いざ、津波に襲われた場合に、既定の津波避難計画に沿って円滑な避難行動ができるよう、十分な津波避難訓練を実施します。

③ 住民以外の津波避難の支援

地元住民以外で、観光やビジネス目的などで訪れている者に対する、津波避難情報の提供や避難誘導などの対策を推進します。

(6) 南海トラフ地震臨時情報の周知・理解

南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から発表されます。臨時情報発表時に適切に対応することで後発地震での被害を減らすことができることから、周知啓発と対策を進めます。

① 臨時情報に関する周知啓発（県民向け）

様々な媒体・機会を通じて、南海トラフ地震臨時情報を「正しく恐れた上で行動する」ために必要な情報について周知啓発に取り組みます。

また、浸水想定エリアにある事業者等が作成する「南海トラフ地震防災対策計画」について、南海トラフ臨時情報に関する項目も盛り込むよう指導を行います。

② 臨時情報に関する理解促進（自治体向け）

各市町村の南海トラフ地震臨時情報に関する知識や発表時の対応等について、理解促進を図ります。

また、各市町村における「事前避難対象地域」に関して、設定状況や対応に関する課題等について、適宜把握した上で、必要な助言等を行います。

(7) 津波を防御する施設の整備・充実等

レベル1津波への対策として、緊急性の高い施設から重点的に整備を進めるとともに、各施設の適正な維持管理に努めます。

さらに、港湾・漁港や河川等の水門、陸閘、樋門については、津波到達前に閉門ができるよう適切な管理を行います。

① 海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進

レベル1津波を防御する堤防、護岸等の施設については、環境保全や費用対効果等を考慮しつつその整備に着手し、施設の適正な維持管理に努めるとともに、津波到達前に機能を損なうことがないように、耐震対策も進めます。

② 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の促進

水門・陸閘等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とし、常時閉鎖化や統廃合の措置を講じた上で、廃止できない水門・陸閘等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を促進します。

4 被災者の救助・救命対策

大規模な地震・津波によって、大勢の死傷者が生じる中で、迅速・的確な救助と医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止める必要があります。このためには、十分かつ迅速な救助体制と災害時にも十分に機能しうる医療救護体制を確立・強化していく必要があります。

そのため、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関や、医療関係機関等と常に密接な連携を取りながら、救助・救命体制の充実を図ります。

(1) 迅速な救助のための体制強化

大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者（自力脱出困難者）が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、後方支援拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練等の実施、ヘリコプターの運用調整等により人命救助のための体制・環境整備を図ります。

① 救助関係機関との連携強化

実践型訓練を体系的に実施して、自衛隊、消防、警察などの救助関係機関との連携体制を確立し、後方支援拠点を活用した総合防災訓練などの実施等応急対応に必要な体制・環境を整備します。

② ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備

災害発生時における迅速な情報収集や効率的な救助を行うため、平常時より各消防本部や非常備消防となっている町村と合同で訓練を行い、ヘリコプターの運用体制を整備するとともに、救助活動拠点やヘリベースを補完するヘリコプター活動拠点（各市町村1か所程度）を確保し、ヘリコプターの燃料備蓄庫の整備を進めるなど、必要な環境整備を推進していきます。

(2) 災害時医療体制の強化

災害時の医療体制を構築するため、DMAT（災害派遣医療チーム）隊員有資格者の確保及び技能維持を図るとともに、災害拠点病院等の設備・施設の充実や被災地域外への傷病者の搬送等についても検討します。

平時から、災害医療関係者の連携強化を図るとともに、医療機関の早期機能回復を図ります。

① **DMA T隊員有資格者の確保**

災害急性期に迅速且つ円滑なDMA Tの派遣が可能となるよう、DMA T隊員有資格者の確保を図るため、災害拠点病院に対して国の主催する**日本DMA T隊員養成研修の積極的な受講を働きかけるとともに、都道府県DMA Tの育成・確保を進め、県内医療機関の災害医療の底上げを促進します。**

② **DMA Tの円滑な運用**

県内におけるDMA Tの具体的な活動体制（統括DMA Tの参集基準、情報連絡体制等）について示した実施要領を策定し、円滑な運用に向けて訓練や研修を毎年度実施します。

③ **災害拠点病院の機能強化**

災害拠点病院として必要な非常用発電施設の整備、衛星電話等の情報伝達手段の多重化・多様化、飲料水・食料・医薬品等の備蓄、ヘリポートの整備、独自水源の確保など各医療機関の機能強化を促進します。

④ **重症患者の医療搬送**

多数傷病者の発生により、医師や病床等県内の医療資源だけでは対応できない場合を想定し、航空機等を用いて傷病者を被災地外へ搬送する広域医療搬送等の体制整備について検討します。

⑤ **災害医療関係者の連携強化**

県、市町村、医師会、医療機関等の災害医療関係機関の情報共有や連携体制を構築するため、宮崎県災害医療コーディネート研修やEMIS（広域災害救急医療情報システム）入力訓練・衛星電話等を活用した伝達訓練を実施します。

⑥ **病院における業務継続計画（BCP）の整備**

病院が被災後も早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を進めます。

5 被災者支援、災害関連死対策

大規模な災害が発生すると、災害そのものによる直接死だけでなく、避難生活等における心身の負担増に起因する「災害関連死」が発生する可能性があります。被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死を防止するという観点からも、被災者の良好な生活環境を整備することは極めて重要です。

そのため、発災時においては、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の整備等による生活環境整備に加え、避難する場所にかかわらず、被災者へあらゆる支援を届ける手段を講じてまいります。特に、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、切れ目のないケアを実施する必要があるため、保健・医療・福祉等の関係者と連携しながら必要な対策を講じます。

(1) 保健医療福祉活動体制の充実

災害発生時に保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部の体制強化を図るとともに、関係機関・団体との連携により支援体制の強化を図ります。

あわせて、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）及びDWA T（災害派遣福祉チーム）の人材確保と技能維持を推進し、平時から研修や連携強化を図ることで、災害時に迅速かつ的確な保健医療福祉支援が行える体制を整備します。

① 保健医療福祉調整本部体制の充実・強化

県、保健所、関係機関・団体等が参加する保健医療福祉調整本部会議を開催し、連携体制の強化を図ります。

また、災害時の円滑な活動のための職員研修の充実を図るとともに、研修等を通して本部要員職員の災害対応能力の向上に努めます。

さらに、発災直後から支援者となりうる医療・保健、福祉に関する専門職及び防災業務に従事する行政職員を対象とした研修を実施し、被災地内での災害対応力向上を図ります。

② 保健医療福祉調整本部訓練の実施

図上訓練の実施により、県保健医療福祉調整本部及び関係機関等の災害対応能力を高めるとともに、関係機関・団体相互の協力体制を確立します。

③ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の体制整備

災害時に迅速かつ円滑なDHEATの派遣が可能となるよう、DHEAT派遣要員の確保のため、国が主催するDHEAT養成研修へ職員を派遣するとともに、県主催の研修も実施し、人材の確保及び技能維持を図ります。

④ DWA T（災害派遣福祉チーム）の人材確保・技能維持

発災時、迅速且つ円滑なDWA Tの派遣が可能となるよう、DWA T登録員の確保を図るため、DWA T派遣協定締結団体等に対する積極的な受講を働きかけるとともに、登録者の専門性向上に資する研修・訓練の場を提供する。

(2) 避難所環境の整備・充実

災害時に重傷者や入院患者等だけでなく、被災者をはじめとする関係者全般に対する生活環境や健康管理、衛生面等の対策についても取り組みます。

① 被災者対応の強化

市町村における避難場所・避難所の指定や施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化、要配慮者に対応した施設整備並びに住民への避難場所等の周知を促進するとともに、円滑な避難のために、県や市町村ホームページへの情報掲示や、スマートフォンを活用した災害状況、避難所情報の提供を検討します。

被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、感染症対策、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援等様々な対応が必要となることから、個別避難計画の策定、宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄の促進、避難所運営マニュアルの整備など市町村の取組を促進するとともに、災害時の福祉サービス、リハビリテーションなどの被災者支援体制を整備します。

また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進めます。

さらに、市町村による住家の被害認定や罹災証明が速やかに発行出来るよう必要な支援を行うとともに、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることを防ぐよう調整を図ります。

② 被災者のこころのケア対策

災害時の精神保健医療体制の構築及び専門的なこころのケア対応が円滑に行われるよう、精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、業務調整員等の多職種で構成されるDPAT（災害派遣精神医療チーム）を整備します。また、避難所や仮設住宅等でのこころのケアは地域コミュニティとのかかわりが重要であり、それが災害関連死・疾病の防止にもつながると指摘されています。このため、地域におけるこころのケアが円滑に行えるよう、現地で活動する市町村職員等に必要な基礎知識の普及や市町村等が行う住民等への啓発資料の作成・配布等に対する取組を支援します。

③ 避難所等の保健衛生・防疫対策

浸水地域内の消毒、医師・保健師等によるインフルエンザ等の感染症の予防や早期発見、感染症発生時のまん延防止のための健康管理体制の充実に図ります。

また、避難所をはじめ被災地域における食品衛生対策やトイレなどの環境衛生対策及び感染症対策に取り組みます。

④ 避難所外避難者対策と広域避難対策

大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進めます。

また、大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進します。

(3) 要配慮者等の支援対策の充実

高齢者、障がい者や乳幼児、外国人者等の要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援が必要となるため、それぞれに対応した福祉サービスの提供を行います。

また、訪日外国人を含めた観光客の安全や安心を守るため、観光危機管理の観点から観光客の安全確保や帰宅支援など、地域住民とは異なった対応が求められます。

このため、市町村等におけるこれらの対策を促進し、必要に応じて支援等を行います。

① 要配慮者の特性に係る理解の促進

要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なります。また、外国人の中には、地震や風水害といった災害そのもの、あるいは避難行動に関する知識が不足しているなど、避難情報等が理解できない場合もあります。このようなことを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援します。

② 要配慮者への防災対策

要配慮者に対しては、個々の状態や文化的背景に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できる

よう、防災商品の普及、避難所や避難路のバリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進します。

③ 要配慮者に係る避難訓練の充実等

要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要です。

また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進します。

④ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動、避難方法、避難場所の支援者などを、個々に応じて個別避難計画に基づき予め決めておくことが重要です。

このため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進します。

⑤ 旅行者等への防災対策

居住者のみならず、訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要です。

このため、全国で規格統一された標識システムを取り入れたり、多言語での情報提供を行ったりするなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等をはじめとする多様な文化的背景に配慮した防災対策を進めます。

(4) 物資支援対策の強化

命をつなぐために必要な物資の備蓄を進めるとともに、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズ、食物アレルギーを有する者のニーズなど、ニーズの違いに配慮した備蓄の推進に努めます。また、物資拠点等を活用して、効率的に国からの支援物資を受け入れ、確実に被災者の手元に物資を届けるため、デジタル技術の活用も含めた取組を進めます。

① 備蓄の推進

宮崎県備蓄基本指針を踏まえ、主に基本8品目について、県として、発災後3日目までの必要量の3分の1（1日分）を現物又は流通備蓄により確保

します。なお、備蓄指針や必要量等は、被害想定等の状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

② 物資関係拠点施設の活用

各備蓄場所において備蓄を進めるとともに、国等からの支援物資を受け入れる広域物資輸送拠点も含めて、災害発生時に適正かつ効率的に支援物資を地域内輸送拠点及び避難所に配送できるようにします。

また、高鍋町の県立農業大学校敷地内に整備した災害支援物資拠点施設を中心に、物資輸送に関する訓練を行います。

③ ラストマイルの整備

国と連携して、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送、実動訓練との連携、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図ります。

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県、市町村は、災害時の応急活動等の司令塔的機能として、県民の命と財産を守るための対策を実施する役割を担います。

したがって、大規模災害に対応するためには、必要な組織体制、人材、訓練体系、応急対策の内容などを総合的かつ継続的に見直すとともに、県内の体制だけでは到底対応できない状況を想定し、広域連携体制を確立するなど抜本的に充実・強化を図るとともに、復興を見据えた事前の準備も進める必要があります。

(1) 県の防災体制の充実

迅速かつ円滑に防災活動を行えるよう、デジタル技術も活用しながら、初動体制の強化や職員の災害対応能力の向上、衛星通信車両等の整備、電気・通信等の災害対応車両の配備、訓練強化、災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備等に取り組み、災害対応能力の強化を図ります。また、事前復興のための準備にも取り組みます。

① デジタル技術も活用した災害対策本部体制の充実・強化

大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあります。そのため、災害発生後速やかに職員を参集するため、引き続き必要な訓練を実施します。

また、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局経験職員の活用を行うとともにデジタル技術等を活用して、災害対策本部機能の充実を図ります。

また、平成18年5月から実施している24時間災害監視体制も引き続き継続していきます。

② 防災担当職員の災害対応能力の向上

災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努めます。

③ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化

防災情報共有システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣、災害用モニタリングカメラ設備の活用など、災害対策本部における情報収集・分析・共有、広報機能を強化することにより、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集し、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図ります。

県民やマスメディア等へ正確に提供するための体制整備に努めます。

また、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備します。

④ 県総合防災訓練、図上訓練・広域物資輸送拠点運営訓練の充実

県総合防災訓練、図上訓練及び広域物資輸送拠点運営訓練の実施により、県災害対策本部及び関係機関等の災害対応能力を高めるとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立します。

⑤ 業務継続計画（BCP）の推進

平成24年度に策定した業務継続計画について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図ります。

また、県庁舎の建物や電気設備、機械設備等の適切な維持管理を行っていくとともに、一時避難スペース確保等の感染症対策の充実化を併せて実施することにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図ります。

⑥ 緊急輸送等のための交通インフラの確保

災害時における緊急輸送道路や空港、港湾等の被災状況の確認及び啓開等を迅速に進めるとともに、関係機関と連携して最優先で早期復旧に努めます。

⑦ 支援の受入体制の構築

国や他県からの人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県においてはマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進及び、受援計画に位置づけられた拠点の整備を行い、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていきます。

⑧ 備蓄計画の見直し・備蓄物資拠点の整備

大規模災害発生時には、燃料需要が逼迫し、緊急通行車両等への給油が滞ることが懸念されています。中核給油所に保管する備蓄燃料を確保するとともに、給油所の被災等に備えて災害時専用臨時設置給油設備を導入し、宮崎県石油商業組合との協定を活用しつつ、円滑かつ迅速な緊急通行車両への燃料供給体制を整備します。

⑨ 復興に向けた事前準備の推進

被災後の迅速な復興を進めるために、国の事業や作成物、他県の取組等も参考にしながら、南海トラフ地震等の大規模災害からの復興の在り方に関して、研究・検討を進めるとともに、市町村における事前復興まちづくり計画策定を支援します。

⑩ 災害廃棄物処理対策

大規模災害発生時には、膨大な災害廃棄物が発生することが想定されます。早期の復旧・復興を進めるためにも、実際にその処理を行うことになる市町村や関係機関と連携しながら、効率的かつ適正な処理や計画的かつ迅速な処理を実現するために必要な対策に取り組みます。

(2) 市町村の防災対策の充実

市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進します。

① 市町村の災害対応能力の強化

市町村の初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進します。

② 市町村庁舎の維持確保

市町村庁舎について、災害発生時に防災拠点としての機能が損なわれないよう、建物の耐震化や津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保等を促進します。また、市町村の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の耐震化や停電対策、通信機能の冗長化の進捗を図ります。

③ 業務継続計画（BCP）の策定促進

市町村においても、災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要なとなる人員や資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、計画に沿った備えを行っておくことが重要です。

このため、市町村が業務継続計画を策定する際の参考となるよう研修会を開催する等により市町村の計画策定を促進します。

④ 消防力の充実・強化

消防体制の強化を図るため、消防広域化及び消防非常備町村の常備化を推進します。

また、市町村の消防防災活動に必要な資機材等の整備や消防団員加入促進の取組を支援するとともに、消防学校において整備する実践的な訓練施設も活用しながら消防職員・消防団員等の教育訓練の充実を図り、消防力の強化に努めます。

⑤ 罹災証明書交付の迅速化のための対策

市町村による住家の被害認定や罹災証明が速やかに発行出来るよう、市町村の住家被害の調査の担当者を対象とした研修を実施し、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることをないよう調整を図ります。

避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速化のための対策等を推進します。

(3) 国、指定公共機関との連携強化

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、会議、訓練等において連携強化を図ります。

① 国の関係機関との連携

被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図ります。

また、国等からの支援受入が円滑かつ確実に実施できるよう、体制づくりや個別のマニュアル等の策定に努めます。

② 指定公共機関との連携

ライフライン等の応急復旧対策が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、総合防災訓練、ライフライン関係の会議等様々な機会を捉えてライフライン事業者等との連携強化を図ります。

(4) 企業、民間団体との連携強化

大規模災害発生時には行政関係機関だけでなく、企業、民間団体、NPO、ボランティア団体等との連携も不可欠であることから、協定の締結等連携の強化を図ります。

① 協定の締結

物資の調達や荷役、輸送、燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、運送事業者等とのマニュアルの共有、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進します。

② ボランティア関係機関との連携

災害時のボランティア活動が効果的に進められるように、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会や災害時に活躍するNPO等の関係機関との連携を図るとともに、災害ボランティアセンターが設置された際の効果的運営のための体制づくり、普及啓発、人材育成を促進します。

また、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、行政・NPO・ボランティア等の三者の連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。

(5) 広域連携体制の確立

大規模災害発生時では、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要なため、広域連携強化を図ります。

① 県域を超えた連携体制（応援・受援体制）の構築

大規模災害発生の際の対応能力を高めるため、九州地方知事会（防災）広域連携訓練や国と本県が行う各種訓練等を通じて、各県及び自衛隊や指定地方行政機関等との応援・受援体制の構築に務めるとともに、関係機関が一体となった訓練を行うことで応急期、復旧期に迅速に活動できるように務めます。

また、国の定めた「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の実効性を確保するために、関係県と平時からの取組（意見交換会、研修、訓練等）を推進します。

② 県内における相互支援体制の確立

宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町の津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を検討します。

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載 (C) 当面(5年間)の取組
	大項目	小項目	
1 県民防災力の向上	(1) 県民の防災意識の啓発	① 啓発イベントなどによる普及・啓発の実施	「県防災の日(5月4日曜日)」「防災週間(8月30日～9月5日)」「津波防災の日(11月5日)」等に合わせ、年間を通じて地震・津波に対する情報発信、防災啓発イベントや講演会等を実施
		② グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施	防災士等による防災講座の実施
		③ 防災についての普及・啓発のための資料等の充実	既存のパンフレット等の見直しを行うなど、地震・津波等に関するわかりやすい防災啓発資料の更なる充実
		④ ハザードマップ・津波避難計画等の充実	宮崎県津波浸水想定及び津波災害警戒区域を踏まえた津波ハザードマップの更新 津波避難計画の策定の促進
		⑤ 防災情報の正しい理解の促進	啓発活動や出前防災講座等を通じて、南海トラフ地震に関する基礎知識や津波警報や注意報、南海トラフ地震臨時情報等の意味や対応方法などの各種防災情報の的確な広報・周知みやざきシェイクアウト訓練の実施 津波避難等に関する県民の意識や行動の実態を把握するための調査の実施
	(2) 自主防災活動の充実	① 自主防災組織の結成・活動の促進	自主防災組織活動カバー率の向上 自主防災組織を対象とした研修会や講師派遣の実施 自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施
		② 防災士など地域における防災活動リーダーの育成	県内防災士数の確保 県内女性防災士数の確保
		③ 地域にふさわしい防災力の強化	自主防災組織を対象とした研修会や講師派遣の実施 市町村と連携のもと防災士を活用して地区防災計画策定を支援 地元住民を対象とした土砂災害に関する出前講座を開催し、防災への取組を促進
	(3) 学校における防災教育の推進	① 学校安全教育推進校(災害安全)における実践と検証	
		② 教職員を対象とした防災研修の実施	各学校における防災教育の定着 ・発達段階に応じた組織的・系統的な防災教育の実践 ・防災教育カリキュラムの作成及び改善 ・地域及び専門家と連携した防災教育の実践 ・教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図るための研修会の実施
		③ 高校生防災・学校安全研修の実施	地域と学校が連携した訓練の実施を促進 防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組
		④ 学校と地域の防災活動の連携促進	
	(4) 企業防災の促進	① 事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保	策定に関するセミナー開催などによるBCP等策定の促進 BCPIに基づく施設整備や耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援 宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄の推進
		② 地域社会との連携による被害軽減の実現	地元の消防団、自主防災組織やボランティア等への参加促進等により、地域との連携による訓練の実施を促進
		③ 地震防災に関する対策計画の策定	市町等と連携し積極的な働きかけを行うことによる、南海トラフ地震防災対策計画の促進
	(5) 住宅の耐震化等の促進	① 耐震化の必要性等に係る啓発	県・市町村の広報、新聞等のマスメディア、各種イベントを活用した年間を通じた周知活動、ダイレクトメール等の所有者への直接的な働きかけ
		② 木造住宅の耐震化に対する支援等	木造住宅の耐震化事業を周知するため、市町村ごとにダイレクトメール・戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組等を規定した「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施、達成状況の把握、検証、公表し対策を進め、木造住宅の耐震化を促進する
		③ 家具類の転倒、ガラスの飛散及び電気火災防止対策の促進	県・市町村の広報、新聞等のマスメディア、各種イベントを活用した年間を通じた周知活動

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載 (C) 当面(5年間)の取組
	大項目	小項目	
2 災害に強い県土づくり	(1) 地震に強い生活環境の整備	① 密集市街地の整備、防災空間の確保	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を重点的に推進 市町村における土地区画整理事業の推進
		② 避難場所・避難経路の整備	沿岸市町における津波避難施設の整備(都市計画事業) 避難路の整備(都市計画道路事業) 避難地の整備(都市計画事業) (県スポーツ施設) 指定管理者を通じて、施設の利用者やイベント等の主催者に対して、避難場所・避難経路の周知を行う 指定管理者における避難誘導訓練の実施 (県総合博物館) 総合博物館危機管理マニュアルの見直し 来館者を安全・確実に誘導するための防災・防火訓練の実施 (県立西都原考古博物館) 西都原考古博物館危機管理マニュアルの見直し 来館者を安全・確実に誘導するための防災総合訓練の実施 帰宅困難者を想定した飲料水等の備蓄
		③ 高規格道路の未整備区間の早期整備	要望活動等による高規格道路の整備促進
		④ 道路・港湾施設等の整備	緊急輸送道路の整備の推進 緊急輸送道路の法面対策の推進 緊急輸送道路の橋梁、トンネル、横断歩道橋、シールド・大型カルバート、門型構造物等について、5年に1回の定期点検を実施し、早期に修繕が必要な施設の補修を実施 耐震岸壁の延伸による災害時の輸送拠点確保(油津港) 既存岸壁の改良による耐震岸壁の整備
		⑤ 被災した建築物等における安全確保対策の推進	被災建築物応急危険度判定士登録者数の増、初動時の体制整備 被災宅地危険度判定士登録者数の確保
		⑥ ブロック塀の安全確認	市町村における危険なブロック塀の把握や補助制度の活用により、大阪府北部地震で被害があったスクールゾーン内での事故を防止し人命保護を図る さらに、市町村が計画で位置つけた避難路沿道についても補助対象範囲を広げ、危険ブロック塀の除去や安全な塀への建て替えを促進する

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載 (C) 当面(5年間)の取組
	大項目	小項目	
(2)	土砂災害対策等の充実	① 土砂災害警戒区域等の指定・周知	土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進
		② 土砂災害防止工事の推進	要配慮者利用施設(24時間滞在型)の土砂災害からの保全推進 避難場所を有する土砂災害警戒区域等の土砂災害からの保全推進 事前防災・減災の推進を図るため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林において治山事業を計画的に実施
		③ 造成地災害防止対策の推進	市町村が大規模な盛土造成地を把握する調査の推進 全市町村における大規模盛土造成地マップの公表 大規模盛土造成地を有する9市町における二次スクリーニング計画の実施
		④ 農業用施設等における地震・津波対策の推進	緊急性のある施設の耐震化 未調査施設の現状把握及び優先度評価 防災重点農業用ため池の防災工事等の実施
		⑤ 森林の山地災害防止機能等の維持増進	森林経営管理制度に基づき、森林所有者から委託を受けた林業経営者による管理等を推進するとともに、所有権移転に係るモデル実証を行い、経営意欲のある者への森林経営の集積・集約化を推進する。 森林所有者の再造林に関する意識醸成を図り、再造林に対する支援体制を充実するなど、森林所有者の経営意欲の維持・向上を図るとともに、森林経営計画に基づく集約化や森林作業道の整備、列状間伐の普及など、効果的かつ計画的な間伐を実施 事前防災・減災の推進を図るため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林において治山事業を計画的に実施 健全な森林整備の推進及び防災上重要な林道の開設
		⑥ 【新】不法・危険盛土等の監視・対応	既存盛土の安全確認調査及び不法・危険盛土等の監視等
(3)	ライフライン対策の促進 (電気、ガス、上下水道、通信)	① 耐震性、多重性、代替性の確保	上下水道一体となった耐震化計画に基づく施設の耐震化促進 計画的な水道施設の耐震化促進 耐震化計画の策定 アセットマネジメント(資産管理)の実施
		② 早期復旧のための体制整備	県内全ての上水道事業者で防災訓練を実施 災害時に下水道機能の継続・早期回復を図るため、市町村による下水道BCPの更新及び防災訓練を実施
		③ 通信サービスの確保と対策	指定避難所への特設公衆電話や無料Wi-Fiの設置促進、携帯電話機や衛星携帯電話機の貸し出し等通信事業者との連携協力 通信事業者との防災訓練 防災行政無線、Lアラートやエリアメール等を利用したライフライン情報の発信 通信サービスの早期復旧のための通信事業者との連携
(4)	公共建築物等の耐震化の推進	① 県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進	災害時の拠点となる公共建築物の耐震化 市町村を含む多数の者が利用する公共建築物の耐震化 市町村立学校建物の耐震化事業の実施
		② 特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る指導等	耐震改修促進法第14条第1項の公共建築物である特定既存耐震不適格建築物の耐震化
		③ 建築物の地震対策の促進	建築物防災週間での周知・啓発
(5)	様々な地域的課題への対応	① 特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等	危険物取扱施設の安全確保 ・危険物取扱事業所への災害に対するマニュアル作成指導の徹底 ・各消防本部による施設立入検査の徹底
		② 文化財の防災対策	・建造物の減災について市町村への周知 ・文化財保護指導委員に依頼し、文化財パトロール対象の文化財で地震被害の恐れのある文化財についての情報を収集 ・被災文化財の救出・復旧に必要な未指定文化財リスト(仮称)について検討 ・文化財地震減災計画(仮称)策定のための情報を収集・作成
		③ 【新】孤立地域対策	孤立集落の発生を想定した訓練の実施 各家庭や地域における備蓄の推進
		④ 【新】複合災害対応	・日頃から防災・減災の取組の推進 ・関係機関と連携した早期復旧・復興 ・複合災害を考慮した各種計画等の検討 ・複合災害を考慮した訓練シナリオの作成

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載 (C) 当面(5年間)の取組
	大項目	小項目	
3 津波対策の推進	(1) 津波災害に強いまちづくりの推進	① 津波災害に強いまちづくりや避難対策	10県知事会議等での他県の情報収集・要望活動 沿岸市町における津波災害警戒区域の指定に基づく防災対策の推進
		① 津波避難場所の確保	① 津波避難場所の確保
	② 津波避難経路の確保		地域の重要な避難経路の整備に関する支援
	(3) 津波避難に対する普及・啓発	① あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施	「県防災の日(5月第4日曜日)」「防災週間(8月30日~9月5日)」「津波防災の日(11月5日)」等にあわせ、年間を通じて地震・津波に対する情報発信、防災啓発イベントや講演会等を実施
	(4) 津波情報の迅速・的確な伝達	① 津波情報の伝達手段の強化	県民等への情報伝達手段の周知・啓発及び防災訓練等の実施 宮崎県防災・防犯メールサービス、県公式SNS等の登録の推進
	(5) 津波からの避難体制の充実	① 沿岸市町における津波ハザードマップ等の整備	宮崎県津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップの更新 津波避難計画の策定の促進
		② 津波避難訓練の実施	地域単位の防災訓練の重要性についての理解を求め、沿岸10市町の対象地域全てで実施
		③ 住民以外の津波避難の支援	避難誘導看板の整備等に関するきめ細かな財政支援 パンフレット等による避難対象地区や避難場所、避難経路に関する周知 スマートフォンや携帯電話を活用した津波避難に関する情報の提供 旅行事業者との連携による避難支援対策の促進 宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した災害時における緊急モード(認証不要で利用可)での運用 訪日外国人向け多言語コールセンターの運営 ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発
	(6) 【新】南海トラフ地震臨時情報の周知・理解	① 【新】臨時情報に関する周知啓発(県民向け)	・県HPやリーフレット等での周知啓発 ・南海トラフ地震防災対策計画の策定状況の把握及び指導
		② 【新】臨時情報に関する理解促進(自治体向け)	・市町村向け勉強会等の開催 ・ガイドライン等の国の情報についての周知 ・設定状況に関する定期的な調査の実施
	(7) 津波を防御する施設の整備・充実等	① 海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進	(漁港) 拠点漁港11漁港において地震・津波対策の事業を推進 海岸保全基本計画に基づき、津波に対する要対策箇所について、各海岸管理者と連携を図りながら、利用者との調整・合意形成に努める 関係機関と連携を図りながら、必要な箇所において、水門や陸閘の自動化・遠隔操作化等を検討 土佐呂漁港海岸にて整備を促進
			(河川) 交付金事業で津波遡上区間も含め事業実施中の4水系について、レベル1津波遡上区間の堤防の耐震化を順次実施 河川単独で事業効果が発揮でき、津波・高潮・耐震対策河川事業で事業中の14水系について、堤防の耐震化を順次実施 港湾・漁港における海岸事業と連携し、一体的な整備が必要な17水系について、港湾・漁港管理者と連携しながら、対策検討に順次着手
	② 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の促進	(港湾) ・海岸保全施設を有する14港湾海岸について、長寿命化計画に沿って必要な維持管理を実施 ・海岸保全基本計画で津波に対する要対策箇所と位置づけられる10港湾・海岸について、漁港管理者や河川管理者と連携しながら、防護ラインの検討、利用者との調整・合意形成を図る ・水門や陸閘については、防護ラインの検討の際に必要な配置を検討するとともに、自動化・遠隔操作化の検討に着手 ・浸水範囲や港湾利用状況などから整備優先度の高い箇所から漁港事業や河川事業と連携を図りながら、順次事業着手	(河川) 交付金事業で津波遡上区間も含め事業実施中の4水系について、レベル1津波遡上区間の樋門等の耐震化・無動力化を順次実施 河川単独で事業効果が発揮でき、津波・高潮・耐震対策河川事業で事業中の14水系について、樋門等の耐震化・無動力化を順次実施 港湾・漁港における海岸事業と連携し、一体的な整備が必要な17水系について、港湾・漁港管理者と連携しながら、対策検討に順次着手
		(港湾) ・海岸保全施設を有する14港湾海岸について、長寿命化計画に沿って必要な維持管理を実施 ・海岸保全基本計画で津波に対する要対策箇所と位置づけられる10港湾・海岸について、漁港管理者や河川管理者と連携しながら、防護ラインの検討、利用者との調整・合意形成を図る ・水門や陸閘については、防護ラインの検討の際に必要な配置を検討するとともに、自動化・遠隔操作化の検討に着手 ・浸水範囲や港湾利用状況などから整備優先度の高い箇所から漁港事業や河川事業と連携を図りながら、順次事業着手	

【別表】

柱	具体的な減災対策			別表記載 (C) 当面（5年間）の取組
		大項目	小項目	
4 被災者の救助・救命対策	(1)	迅速な救助のための体制強化	① 救助関係機関との連携強化	継続的な県総合防災訓練及び図上訓練を通して連携を強化 ヘリ運用に係るソフト面の更なる整備に加え、運行管理システムやヘリベースにおける支援体制などハード面を整備 各種マニュアルの整備を推進 1年に1度優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進
			② ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備	継続的なヘリコプター運用調整会議の開催 ヘリ運用調整所業務の細部運営要領の更新、具体化 ヘリ運用に係るソフト面の更なる整備に加え、運行管理システムやヘリベースにおける支援体制などのハード面を整備し、訓練等を通して検証を実施
	(2)	災害時医療体制の強化	① DMAT隊員有資格者の確保	基幹災害拠点病院はDMAT 5チーム以上、地域災害拠点病院はDMAT 2チーム以上を保有及び維持 都道府県DMAT隊員養成研修の実施
			② DMATの円滑な運用	DMATが主体となった会議体（DMATコア会議、DMATロジスティクス部会）を定期的に実施設置し、災害医療に関する課題の検討や訓練・研修内容の企画といった活動方針を協議 大規模災害を想定した訓練や研修を毎年度実施
			③ 災害拠点病院の機能強化	県内全災害拠点病院の指定要件の充足
			④ 重症患者の医療搬送	訓練等による被災の状況に応じた迅速かつ適確な医療搬送体制等の検討 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置に必要な資機材の維持・管理
			⑤ 災害医療関係者の連携強化	宮崎県災害医療コーディネート研修の開催 各二次医療圏におけるEMIS・衛星電話等を活用した情報伝達訓練の定期的な実施 都道府県災害医療コーディネーター研修への参加
			⑥ 病院における業務継続計画（BCP）の整備	病院の業務継続計画（BCP）策定促進 国が主催するBCP策定研修への参加周知

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載		
	大項目	小項目	(C) 当面(5年間)の取組		
5	【新】被災者支援、災害関連死対策	(1) 【新】保健医療福祉活動体制の充実	① 【新】保健医療福祉調整本部体制の充実・強化	関係機関・団体を含む保健医療福祉調整本部会議の開催 本部要員職員を対象とした研修の実施 医療・保健・福祉の専門職及び防災業務に従事する行政職員を対象とした研修の実施	
			② 【新】保健医療福祉調整本部訓練の実施	継続的な訓練の実施 関係機関との連携の維持	
			③ 【新】DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の体制整備	国主催のDHEAT養成研修への職員派遣 宮崎県DHEAT養成研修の実施	
			④ 【新】DWA T(災害派遣福祉チーム)の人材確保・技能維持	年数回開催されるネットワーク協議会において、登録員確保のための周知広報を実施 登録員研修(登録予定者に対する研修)、フォローアップ研修(登録員に対する研修)を実施	
	(2) 避難所環境の整備・充実	① 被災者対応の強化	各市町村における備蓄の促進 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 避難所運営マニュアル等の作成 スマートフォンや携帯電話を活用した避難所情報の提供 県内における市町村間の災害時の応急対策の支援・受援体制の確立と計画の策定 住家の被害認定・罹災証明発行等に関する研修の実施 「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民共同による「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、一般避難所等で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム(DWAT)」を組成する	
			県、医師会、リハビリテーション専門職等関係団体などで構成する「県医療介護推進協議会地域リハビリテーション支援体制検討部会」における災害リハビリテーション支援体制の構築に向けた検討 一般避難所等へ宮崎JRA Tの派遣による災害時要配慮者の災害関連死や生活不活発の防止		
			市町村による避難所の環境整備への財政支援		
			② 被災者のこころのケア対策	精神科医療及び精神保健活動の専門的支援を行うための災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備による緊急支援体制の整備・強化 「災害時こころのケア活動マニュアル」(H28.1作成、R5.12改訂)の周知	
	(2) 避難所環境の整備・充実	③ 避難所等の保健衛生・防疫対策	各避難所の「避難所感染症予防・衛生チェックリスト」の活用による問題解決、関係部署への連携強化、及び支援体制の整備		
			④ 避難所外避難者対策と広域避難対策	県内市町村間での避難者受入に係る連携	
			① 要配慮者の特性に係る理解の促進	市町村地域防災計画における訪日外国人旅行者の災害時の安全確保に関する項目の追加 個別避難計画に関する研修会の実施	自治体職員のための外国人支援防災講座の開催 災害時に外国人をサポートするボランティアの養成
				「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	
(2) 避難所環境の整備・充実	② 要配慮者への防災対策	全市町村における福祉避難所の指定			
		多言語による防災関連情報や防災パンフレットの提供 外国人住民向け防災セミナーの開催 災害時に外国人をサポートするボランティアの養成(再掲) 災害発生時における多言語による情報提供・相談対応体制の整備(みやざき外国人サポートセンター(災害対応体制)) 災害発生時における市町村等に対する通訳・翻訳支援体制の整備(宮崎県災害時多言語支援センター)			
		「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進			

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載
	大項目	小項目	(C) 当面（5年間）の取組
	(3) 要配慮者等の支援対策の充実	③ 要配慮者に係る避難訓練の充実等	個別避難計画に関する研修会の実施や実効性を高めるための避難訓練の実施
			「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進
			関係機関や周辺住民と連携した避難訓練等の実施促進
		④ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進	避難支援にかかる個別避難計画の策定に対する助言 津波浸水想定区域にある医療・福祉施設における避難計画の策定や訓練等を実施 「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進
			「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進
	⑤ 旅行者等への防災対策	多言語や多様な手段による災害情報の提供 分かりやすい避難所表示等の導入を促進 関係団体や観光関係者等と連携した避難対策等の推進 宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIZAKI FREE Wi-Fi」を活用した災害時における緊急モード（認証不要で利用可）での運用 訪日外国人向け多言語コールセンターの運営 ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発	
	(4) 【新】物資支援対策の強化	① 備蓄の推進	備蓄目標に向けた備蓄物資の調達 新物資システム（B-PLo）を活用した備蓄物資の管理 必要に応じた「宮崎県備蓄基本指針」の見直し
		② 物資関係拠点施設の活用	物資拠点施設を活用した物資輸送訓練の実施 民間事業者等との連携体制の構築 必要に応じた広域物資輸送拠点の見直し
		③ ラストマイルの整備	総合防災訓練にあわせた実働訓練の実施（1回/年） 市町村における支援物資輸送について、「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省）を参考に状況確認し、必要事項が受援計画に記載されるよう促す

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載 (C) 当面(5年間)の取組
	大項目	小項目	
6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立	(1) 県の防災体制の充実	① デジタル技術も活用した災害対策本部体制の充実・強化	A I等のデジタル技術等を活用した災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化及び省力化 市町村へ派遣する情報連絡員(危機管理局経験者等)への研修の推進
		② 防災担当職員の災害対応能力の向上	県及び市町村職員を対象とした研修の実施と関係機関への訓練参加要請
		③ 情報収集・分析・共有、広報機能の強化	市町村へ派遣する情報連絡員の研修・登録の推進
			災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化
			ホームページやSNSにおける災害情報等の発信
		④ 県総合防災訓練・図上訓練・広域物資輸送拠点運営訓練の充実	継続的な総合防災訓練の実施 関係機関との連携の維持 災害応急対策活動マニュアルに基づく基礎的事項の反復訓練 各種災害等への対応について訓練
		⑤ 業務継続計画(BCP)の推進	BCP実施要領に基づく「事前の備え」の着実な実行
			本庁舎、総合庁舎(西臼杵支庁を含む)及び合同庁舎の適切な維持管理
		⑥ 緊急輸送等のための交通インフラの確保	「宮崎県道路啓開計画」に基づき、警察等の関係機関との連携強化を図り、具体的な啓開体制について検討 緊急輸送道路の法面対策の推進
			重要港湾3港において、港湾BCP及び港湾管理者行動計画に基づく防災訓練の実施
⑦ 支援の受入体制の構築	他県等が参加する訓練等を通じた連携の強化 宮崎県災害時受援計画の見直し 県における受援対策マニュアルの作成・見直し 市町村における受援計画策定 各拠点の運営を充実させるための施設機能強化(非常用電源の確保を含む)		
⑧ 災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備	中核SS等に保管する備蓄燃料の確保		
⑨ 【新】復興に向けた事前準備の推進	・復興方針や復興計画等の事前作成に関する研究・検討 ・県地域防災計画への復興事前準備の位置付け ・市町村における関連計画等への復興事前準備の記載の促進		
	・事前復興まちづくり計画策定のための県版ガイドライン作成 ・市町村による事前復興まちづくり計画策定の促進 ・市町村における都市計画マスタープランへの復興事前準備の位置付け		
⑩ 【新】災害廃棄物処理対策	宮崎県災害廃棄物処理計画の適宜見直し 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援と連携 市町村ブロック間連携の検討 仮置場候補地の選定と確保 民間事業者との協力連携体制の整備		

【別表】

柱	具体的な減災対策		別表記載
	大項目	小項目	(C) 当面(5年間)の取組
	(2) 市町村の防災対策の充実	① 市町村の災害対応能力の強化	市町村職員を対象とした研修の開催 県と市町村、市町村間における災害時の支援体制の強化 外部からの受援が円滑に行われるよう助言・支援
		② 市町村庁舎の維持確保	防災拠点となる庁舎の耐震化の促進 市町との意見交換を密にし、津波浸水エリア内にある市町庁舎等の津波対策の促進 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定
		③ 業務継続計画（BCP）の策定促進	研修会の開催などによる業務継続計画（BCP）の策定の促進
		④ 消防力の充実・強化	南海トラフ地震の発生に備えた消防体制の充実強化を支援 女性や若者を中心とした消防団員確保の取組を実施
		⑤ 罹災証明書交付の迅速化のための対策	被害認定調査や罹災証明書交付業務に行政職員を配置できるような体制づくり（住民主体の避難所運営に向けた取り組み等） 災害応急対策に係る研修の実施 県及び市町村職員を対象とした住家被害認定調査に係る研修の実施
	(3) 国、指定公共機関との連携強化	① 国の関係機関との連携	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討 令和7年度に改訂予定の「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練
		② 指定公共機関との連携	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討 令和7年度に改訂予定の「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練
	(4) 企業、民間団体との連携強化	① 協定の締結	協定内容を実施するための手続きを定めた要領等の整備 協定締結機関の総合防災訓練への参加による連絡体制・手続きの検証 拠点業務を円滑に実施するための拠点の機能強化 物流事業者等と連携したマニュアルの策定と共有
		② ボランティア関係機関との連携	大規模災害時に、NPO・ボランティア等による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等における連携・協働体制の構築
	(5) 広域連携体制の確立	① 県域を越えた連携体制（応援・受援体制）の構築	「南海トラフ地震における応急対策職員制度アクションプラン」や「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動計画」及び「県実施計画」の実効性の確保を図るため、平時から研修、意見交換及び訓練等を計画的に実施します。
		② 県内における相互支援体制の確立	沿岸市町における避難や被災者支援対策等の情報共有 県内における市町村間の災害時の応急対策の支援・受援体制の確立と計画の策定